

◆新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロになります！

「生産性向上特別措置法案」において、今後3年間で集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

- ①「導入促進基本計画」の同意を受けた地域に所在している中小企業が対象
- ②年率3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資（詳細下記）が対象
- ③固定資産税の特例率をゼロと措置した地域で本措置対象の事業者等は、各種補助金において、その点も加味した優先採択

対象設備

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

【減価償却資産の種類（最低取得価額／販売開始時期）】

- ◆機械装置（160万円以上／10年以内） ◆器具備品（30万円以上／6年以内）
- ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内）
- ◆建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）（60万円以上／14年以内）

※ご興味のある方やご不明な点は、当所までお問い合わせください。

◆楽する経理術セミナー～2019年10月の消費税の軽減税率導入・税率引き上げに備えて～

「会計や確定申告業務を楽にしたい」、「業務で使用するシステムが連動していない」、「日々の売上、客数、客単価が把握できていない」、「ITを使える人がいない」、「コストやセキュリティが心配」などのお悩みありませんか？ クラウドを利用することで、会計業務の作業を軽減して、効率化するためのセミナーを企画しました。

この機会に是非ご受講下さい。

【日 時】平成 30 年 8 月 3 日（金）14：00～16：00

【講 師】株式会社マネーフォワード

MFクラウド事業推進本部 中村 亮氏

【場 所】：鳥栖商工会議所 【受講料】 無料

【定 員】：20名 【対象者】 小規模事業者



◇7月の無料相談日のご案内*予約制ですので、ご希望の方は事前に、ご連絡下さい。

税務相談	7月 4日(水)・18日(水) 派遣税理士(川崎税理士)
金融相談	7月 6日(金) 日本政策金融公庫国民生活事業
	7月11日(水) 佐賀県信用保証協会
法律相談	7月 6日(金) 行政書士会、7月13日(金) 司法書士会
	7月20日(金) 県弁護士会
事業承継相談	7月26日(木) 佐賀県事業引継ぎ支援センター

※事業承継相談は、奇数月の第4木曜日に開催します。